

平成28年度 年末たすけあい募金

事業配分のご案内

神奈川県内の地域福祉推進を目的として、年末たすけあい募金の一部を『神奈川県民のみなさんが自主的に企画し参画する福祉事業』へ配分します

【申込期間】 平成28年8月9日（火）～

平成28年9月2日（金）**厳守**

【配分対象期間】

平成28年10月1日（土）～

平成29年9月30日（土）

配分を活用できる期間は1年間です！

1 対象となる団体

(1) 地域団体

地区社会福祉協議会 / 地区民生委員児童委員協議会 / 地区連合町内会 / 単位町内会

- ◆1地区連合から申し込ただけの上限は4事業までとします（1事業1助成）
- ◆地区連合内のとりまとめは地区社会福祉協議会で行ってください。
- ◆1地区連合への配分額の総額は、連合全体の年末たすけあい募金実績額(本年度12月末まで受付分)以内とします。
募金実績が配分決定額を下回った場合は、減額となります。
- ◆単位町内会への配分額は各町内会の年末たすけあい募金実績額(12月末まで受付分)の80%以内とします。
➡募金へのご協力結果により配分額を決定します

※連合未加入の単位町内会につきましては、別途事務局までご相談ください

(2) 当事者団体/ボランティア団体/障害者地域活動ホーム/地域活動支援センター作業所型 障害福祉サービス事業所/中途障害者地域活動センター/ 障害者グループホーム

- ◆神奈川県内を中心に活動している福祉団体。法人は、特定非営利活動法人（一般・認定・指定）もしくは一般・公益社団法人（作業所・グループホームを運営している団体に限る）を対象とし、社会福祉法人は対象になりません。
- ◆申込は1団体につき1事業です（共催の場合は代表団体が申請）
※親子サークルや老人会、趣味サークル、同好会等が行う「主に自助を目的とする事業(自主事業)」「介護予防事業」は対象外とします。（ただし、障がい当事者の自主活動は対象とします。）
- ◆ボランティア団体で、区社協助成金A区分(通年活動)の助成を受けている団体は、申請額の上限は基準額(2ページ基準表参照)の80%以内とします。（ただし、当事者・障がい者関係団体は、従来同様、基準額に基づく申請ができます。）

2 対象となる事業

(1) 高齢者支援事業（65歳以上の高齢者を対象とした事業）

- ◆ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯のみからの参加があり、かつ参加者のうち1/3以上が高齢者であること

(2) 障がい児・者支援事業（障がい児・者を対象とした事業）

- ◆参加者のうち1/5以上が障がい児・者であること

(3) 児童を対象とした事業

- ◆参加者のうち1/3以上が18歳以下の児童であること

(4) 地域福祉交流事業

- ◆世代を超えた多くの住民と、福祉施設や地域作業所等が参加する行事等

3 配分金額の基準と上限

- ◆ 配分申込額の上限は配分基準表（下表 1～3）に基づきます
- ◆ 総予算額に対して 20%以上の自主財源が必要です
- ◆ 配分申込額は総予算額の 80%以内とします
- ◆ 配分申込額は千円未満を切り捨ててください
- ◆ ボランティア団体で、区社協助成金 A 区分(通年活動)の助成を受けている団体については申請額は下記基準の 80%以内とします。

【基準表 1】

高齢者支援事業（65歳以上の高齢者を対象とした事業）
 児童を対象とした事業 } どちらかを申し込む場合

対象人数は？

対象者数	申込上限額
10～30名	30,000円
31～50名	50,000円
51～80名	80,000円
81名以上	100,000円

【基準表 2】

障がい児・者支援事業（障がい児・者を対象とした事業）

対象人数は？

対象者数	申込上限額
5～10名	30,000円
11～20名	50,000円
21～30名	80,000円
31名以上	100,000円

【基準表 3】

地域交流対象の事業 ※この区分のみ重複申請できません。下記参照ください。

対象人数は？

対象者数	申込上限額
50～100名	30,000円
101～200名	50,000円
201～300名	70,000円
301～400名	100,000円
401名以上	150,000円

【重複申込について】

活動の対象分野が複数の場合（例：高齢者及び障がい児者を対象とする事業）はそれぞれの基準表に基づき、複数の分野で申込ができます。

ただし、申込金額の上限は分野ごとの**申込上限額の合計×80%**とします。

また、**地域交流対象事業は他の分野との重複申込はできません。**

（例）高齢者が 30 名、障がい者が 10 名、担い手が 10 名（計 50 名）参加する行事の場合

総数 50 名のうち高齢者が 30 名（全体の 3/5） 申込上限額 30,000 円【基準表 1 から】

総数 50 名のうち障がい者が 10 名（全体の 1/5） 申込上限額 30,000 円【基準表 2 から】

（高齢者支援区分 30,000 円+障がい者支援区分 30,000 円）×80%=**48,000 円**

（申込額の上限）

4 配分の流れ（申込～配分）

※本配分金は、事業実施後の配分となります

（配分金の前渡しは行いません）

1 受付

- ・受付期間 平成28年8月9日（火）～ 9月2日（金）
- ・受付時間 月～土（祝日を除く） 9：00～17：00
- ・受付場所 神奈川区社会福祉協議会 窓口（郵送不可） ※最終面地図参照

【提出書類】

配分申込書（様式1）

※地域団体（地区社協・地区民児協・地区連合・単位町内会）が申込される場合は、地区社協会長の印が必要となります

2 審査

助成金総合審査委員会を開催し、配分の可否や配分金額について審査します。

3 決定通知

10月上旬までに申込団体全てに配分の可否についての審査結果を文書にて通知します。

【送付内容】①配分上限額のご案内 / ②事業報告書・収支決算書 / ③配分請求書
(様式 2-1) (様式 2-2) (様式 3)

4 事業実施

配分の決定を受けた事業を、申込内容に沿って実施してください。

（事業実施期間：平成28年10月1日～平成29年9月30日までの間）

実施にあたって

※やむを得ない事情により内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
（天候により行事を中止する場合でも、準備のために必要経費を支出した場合には、助成の対象となることがありますのでご相談ください。）

5 配分方法

（1）事業終了後、速やかに（1か月以内）に次の書類・帳票を提出してください。

提出書類： 事業報告書・収支決算書 / 配分請求書 / 通帳コピー（表紙と1ページ目）
(様式 2-1) (様式 2-2) (様式 3)

確認帳票： 収支報告書に対応する領収証（原本）

※領収証は確認後、お返しします。

（2）報告内容を確認した上で、指定の金融機関口座へ振込を行います。

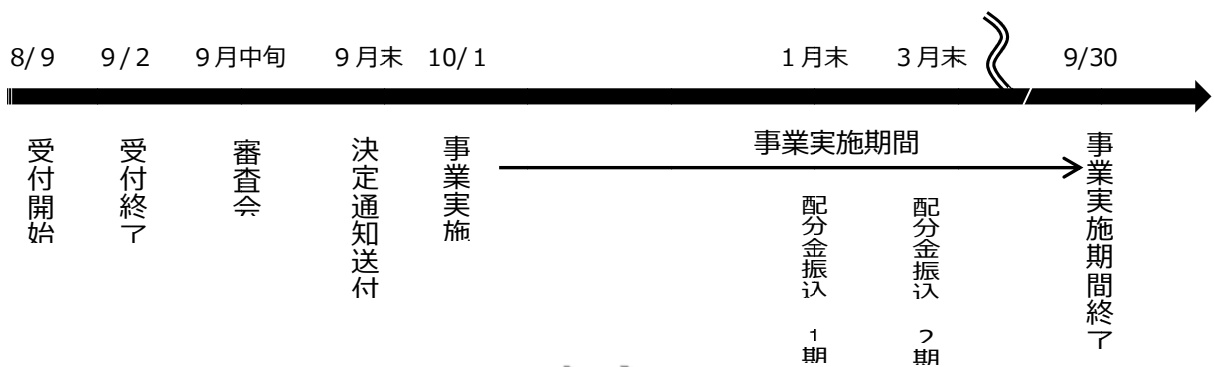
振込の時期は次のとおりです。

報告書類の提出期間	配分金振込日（予定）
～平成29年1月16日	平成29年1月末
平成29年1月17日～平成29年3月21日	平成29年3月末
平成29年3月22日～	翌20日締の月末振込

【イメージ】

H28

H29



5 他の助成金との重複などについて

- (1) 神奈川区社協助成金との重複はできません。(同一事業の場合)
- (2) 県共同募金会、各種基金等からの補助・委託を受けている事業との重複はできません。
- (3) 平成27年度年末たすけあい募金【施設配分】との重複はできません。(原則1団体1配分)
- (4) 市社協福祉バスを利用する事業は対象外です。

6 配分予算額 (総予算額)

予算総額：7,500,000円 (地域配分590万円 / 団体配分160万円)

申込総額が配分予算額を超えた場合、各団体への配分額が配分基準表の上限額(申込金額)に満たない場合がありますのでご了承ください。

7 注意事項

- (1) 審査の結果、申込内容により配分できない場合があります。
- (2) 申込書や報告書類に虚偽など、不正な内容が記載されている場合は、配分額の減額や配分取消を行います。(交付済みの場合、返還していただきます)
- (3) 報告書類は精査し、対象事業及び配分基準に準じた対象経費を確認します。
- (4) 総予算額に対して20%以上の自主財源が必要です。(再掲)
- (5) 地区連合への配分額の総額は連合全体の本年度年末たすけあい募金実績額(12月末まで受付分)以内とします。(再掲)
- (6) 単位町内会への配分額は本年度年末たすけあい募金実績額(12月末まで受付分)の80%以内とします。(再掲)

8 共同募金運動への協力

配分を受けた団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力(街頭募金等)を可能な範囲でお願いします。また、事業実施の際にはチラシ・次第等に「年末たすけあい配分事業」と明記をお願いします。

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 1-8-4 は一と友神奈川 1F
電話：045-311-2014 FAX：045-313-2420

